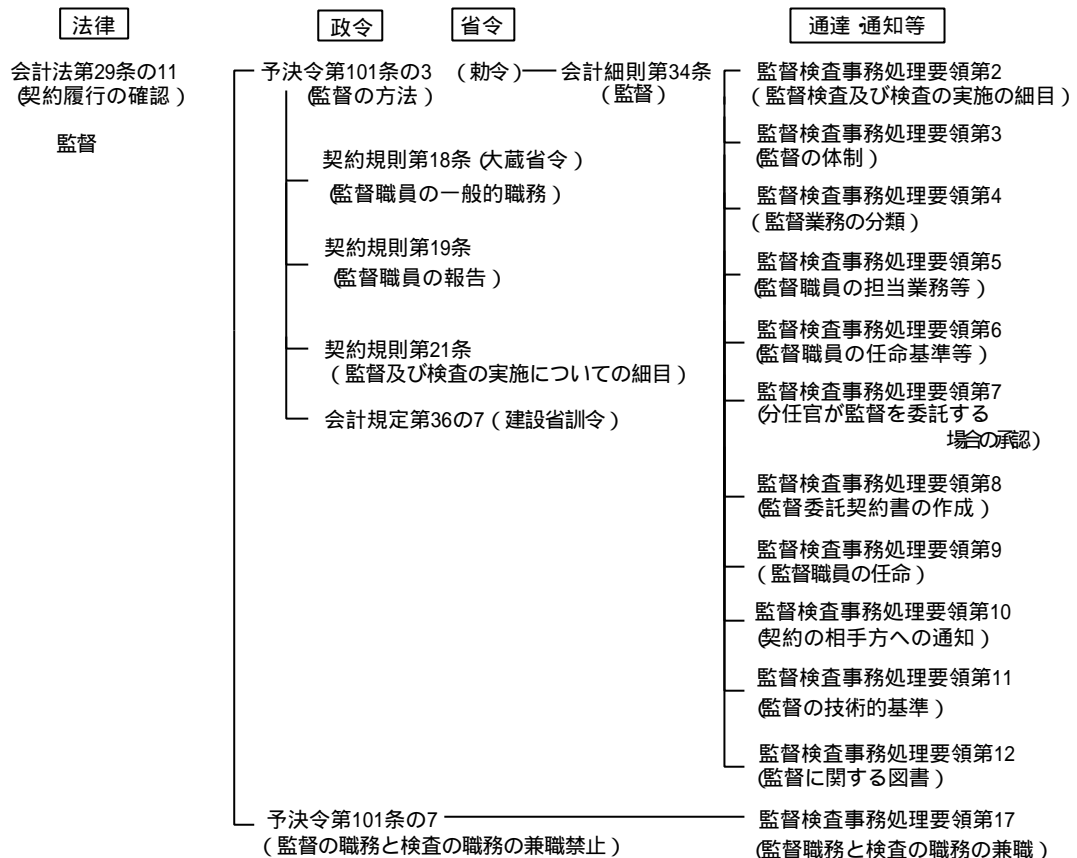


資料 6 「監督検査および瑕疵担保等に関する関連法令」について

1 公共工事の監督の体系.....	1
2 公共工事の検査の体系.....	9
2-1 会計法に基づく検査.....	9
2-2 技術検査.....	13
3 会計法と地方自治法.....	21
4 瑕疵担保に関する関連法等.....	23
5 建設業法.....	26

1 公共工事の監督の体系

会計法に基づく監督は会計法、予算決算及び会計令（以下「予決令」という）、契約事務取扱規則、会計事務取扱規程（以下「会計規程」という）、会計事務取扱標準細則（以下「会計細則」という）地方建設局請負工事監督検査事務処要領（以下「監督検査事務処理要領」という）の規定に基づき実施されている。



(1) 会計法

会計法は、財政法の具体的な手続きを定めた法律であり、主に収入支出に関する手続、つまり金銭会計を中心にその他国の財産価値の異動増減の原因となる諸手続について定めている。

会計法第 29 条の 11 (契約の履行の確保)

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合には、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

(2) 予決令

予決令は、政令であり、政令とは閣議で決定される最高の行政機関の命令である。予決令は、会計法第 29 条の 11 第 1 項に規定された監督等についてのより詳細な手続を定めている。

予決令第 101 条の 3 (監督の方法)

会計法第 29 条の 11 第 1 項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下本節において「監督」という。)は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

予決令第 101 条の 7 (監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることはできない。

(3) 契約事務取扱規則

契約事務取扱規則は、大蔵省が定めた省令であり、予決令第 101 条の 3(監督の方法)等の規定に基づき定められている。

契約事務取扱規則第 18 条 (監督職員の一般的職務)

契約担当官等、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約(以下「請負契約」という。)に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。

3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げるものがないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

契約事務取扱規則第 19 条 (監督職員の報告)

監督職員は、関係の契約担当官等と緊密に連絡するとともに、当該契約担当官等の要求に基づき又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

契約事務取扱規則第 21 条 (監督及び検査の実施についての細目)

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるもののほか、監督及び検査の実施について細目を定めるものとする。

(4) 会計規程

会計規程は、建設省が定めた訓令であり、財政法、会計法、予決令、契約事務取扱規則等の法令に基づき、より詳細な事項を定めたものである。

会計規程第 36 条の 7 (監督及び検査の実施についての細目に関する事務委任)

部局長は、必要があるときは、この訓令に定めるもののほか、契約事務取扱規則第 20 条の規定により、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。
2 部局長は、前項に規定する細目を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受けるものとする。

(5) 会計細則

会計規程を受けて会計細則が定められている。

会計細則第 1 条 (通則)

地方建設局の所掌に係る予算、決算及び会計に関する事務の取扱いについては、財政法(昭和 22 年法律第 34 号)、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)、予算決算及び会計令臨時特例(昭和 21 年勅令第 558 号)、建設省所管会計事務取扱規程(昭和 35 年建設省訓令第 1 号。以下「規程」という。)その他の法令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

会計細則第 34 条 (監督)

契約担当官等は、予決令第 101 条の 3 の規定により補助者に命じて監督を行わせようとするときは、監督命令書(別記様式第 38)により、又は支出負担行為の決議書の写しに監督を命ずる旨を記載して行うものとする。ただし、第 32 条第 1 項の規定により契約締結通知書を受ける者に命じて監督を行わせようとするときは、契約締結通知書に監督を命ずる旨を記載して行うことができる。

(6) 監督検査事務処理要領

監督検査事務処理要領は、前記の法令等に基づき建設省が定めた通達であり、監督検査事務を処理するための詳細な事項が定められている。

監督検査事務処理要領第 2 (監督及び検査の実施の細目)

部局長(地方建設局の長をいう。以下同じ。)は、規定第 36 条の 7 第 1 項の規定により法第 29 条の 11 第 1 項に規定する工事の契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下「監督」という。)及び同条第 2 項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事の既済部分の確認を含む。)をするため必要な検査(以下「検査」という。)の実施についての細目を定めるときは、次章及び第 3 章によるものとする。

(7) 土木工事監督技術基準(案)

第3条(監督の実施)抜粋

項目	業務内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書及び下記の項目について把握する。</p> <p>配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置</p> <p>施行体制台帳および施行体系図の整備</p> <p>その他契約の履行上必要な事項</p>	<p>契 第 10 条 共仕第 1 編 1-1-2</p>
		<p>共仕第 1 編 1-1-13</p>
(2) 施行計画書の受理	<p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p>	<p>共仕第 1 編 1-1-6</p>
(3) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議(詳細図の作成を含む)及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1-1-8</p>
(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、または請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>前項の調査結果を請負者に通知(指示する必要があるときには、当該指示を含む)する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1-1-3</p>
		<p>契 第 18 条</p>
(5) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1-1-3</p>
(6) 関連工事との調整	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第 2 条</p>
(7) 工程把握及び工事促進指示	<p>請負者からの履行報告または実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 11 条 共仕第 1 編 1-1-30</p>

項目	業務内容	関連図書及び条項
(8)工期変更協議の対象通知	契約書第 15 号第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第 1 編 1-1-18
(9)契約担当官等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。	契 第 20 条 契 第 15 条 契 第 17 条～21 条 契 第 43 条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第 27 条
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。	契 第 29 条 共仕第 1 編 1-1-44 契 第 29 条
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。	契 第 28 条
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第 33 条 共仕第 1 編 1-1-28
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。	契 第 34 条

項目	業務内容	関連図書及び条項
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。	契 第 37 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。	契 第 12 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求または報告	<p>契約書第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p> <p>請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	契 第 46 条 契 第 47 条 契 第 48 条 契 第 49 条
2. 施行状況の確認等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>工事基準点の指示</p> <p>既設構造物の把握</p> <p>支給（貸与）品の確認</p> <p>事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>工事区域用地の把握</p> <p>その他必要な事項</p>	共仕第 1 編 1-1-42 共仕第 1 編 1-1-19 共仕第 1 編 1-1-40 契 第 16 条 共仕第 1 編 1-1-10
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契 第 13～14 条 共仕第 1 編第 2 章第 2 節

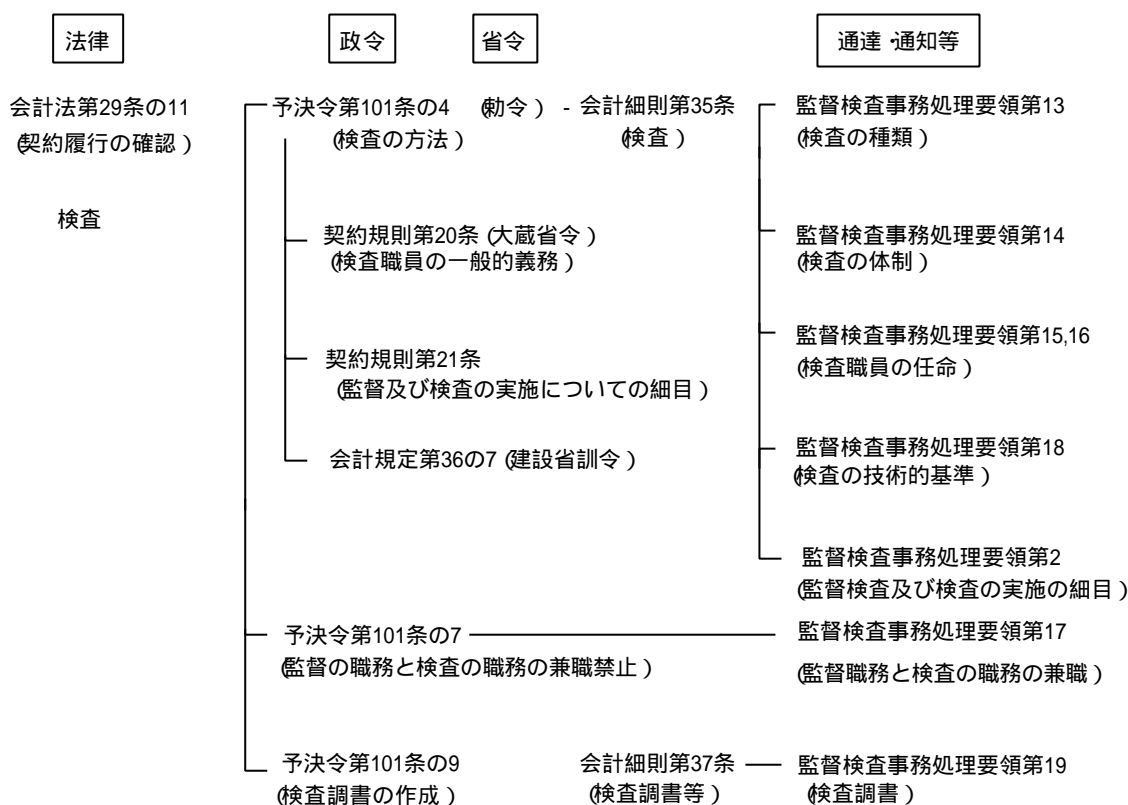
項目	業務内容	関連図書及び条項
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第 14 条
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表 1 に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕第 1 編 1-1-22
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について別表 2 に基づき、適宜臨場等により把握を行う。	
(6) 改造請求及び破壊による確認	<p>工事施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改造請求を行う。</p> <p>契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	契 第 9 条 契 第 17 条
(7) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	<p>設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格、又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。</p>	契 第 15 条 契 第 15 条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	

項目	業務内容	関連図書及び条項
4.その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第 1 編 1-1-20
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26 条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。	共仕第 1 編 1-1-35
(4) 工事成績の評価	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき地方建設局請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、即済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕第 1 編 1-1-25-4
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を請負者に対して通知する。	共仕第 1 編 1-1-25-3

2 公共工事の検査の体系

2-1 会計法に基づく検査

会計法に基づく検査は会計法、予算決算及び会計令（以下「予決令」という）、契約事務取扱規則、会計事務取扱規程（以下「会計規程」という）、会計事務取扱標準細則（以下「会計細則」という）地方建設局請負工事監督検査事務処要領（以下「監督検査事務処理要領」という）の規定に基づき実施されている。



(1) 会計法

会計法は、財政法の具体的な手続きを定めた法律であり、主に収入支出に関する手続、つまり金銭会計を中心にその他国の財産価値の異動増減の原因となる諸手続について定めている。

会計法第29条の11(契約の履行の確保)

契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

(2) 予決令

予決令は、政令であり、政令とは閣議で決定される最高の行政機関の命令である。予決令は、会計法第 29 条の 11 第 2 項に規定された検査等についてのより詳細な手続を定めている。

予決令第 101 条の 4 (検査の方法)

会計法第 29 条の 11 第 2 項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

予決令第 101 条の 7 (監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、契約担当官から監督を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員の職務と兼ねることはできない。

予決令第 101 条の 9 (検査調書の作成)

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合においては、大蔵大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払をすることができない。

(3) 契約事務取扱規則

契約事務取扱規則は、大蔵省が定めた省令であり、予決令第 101 条の 4(検査の方法)、第 101 条の 9 第 1 項 (検査調書の作成) 等の規定に基づき定められている。

契約事務取扱規則第 20 条 (検査職員の一般的職務)

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員 (以下「検査職員」という。) は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

4 検査職員は、前 3 項の検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当官等に提出するものとする。

契約事務取扱規則第 21 条 (監督及び検査の実施についての細目)

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるもののほか、監督及び検査の実施について細目を定めるものとする。

(4) 会計規程

会計規程は、建設省が定めた訓令であり、財政法、会計法、予決令、契約事務取扱規則等の法令に基づき、より詳細な事項を定めたものである。

会計規程第 36 条の 7 (監督及び検査の実施についての細目に関する事務委任)

部局長は、必要があるときは、この訓令に定めるもののほか、契約事務取扱規則第 20 条の規定により、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

2 部局長は、前項に規定する細目を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の承認を受けるものとする。

(5) 会計細則

会計規程を受けて会計細則が定められている。

会計細則第 1 条 (通則)

地方建設局の所掌に係る予算、決算及び会計に関する事務の取扱いについては、財政法 (昭和 22 年法律第 34 号)、会計法 (昭和 22 年法律第 35 号)、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)、予算決算及び会計令臨時特例 (昭和 21 年勅令第 558 号)、建設省所管会計事務取扱規程 (昭和 35 年建設省訓令第 1 号。以下「規程」という。) その他の法令に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

会計細則第 35 条（検査）

契約担当官等は、予決令第 101 条の 4 の規定により補助者に命じて検査を行わせようとするときは、検査命令書（別記様式第 39）により、又は支出負担行為の決議書の写しに検査を命ずる旨を記載して行うものとする。ただし、第 32 条第 1 項の規定により契約締結通知書を受ける者に命じて検査を行わせようとするときは、契約締結通知書を受け取る者に命ずる旨を記載して行うことができる。

会計細則第 37 条（検査調書等）

予決令第 101 条の 9 第 1 項に規定する検査調書は、別に定めるもののほか、検査調書（別記様式第 41）とする。

2 契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）第 24 条本文に規定する場合にあつては、前項に規定する検査調書に準じて作成した書類又は納品書、業務完了報告書若しくはこれらに準じる書類に、検査年月日及び検査職員の官職氏名を記入、押印して検査書とするものとする。

（6）監督検査事務処理要領

監督検査事務処理要領は、前記の法令等に基づき建設省が定めた通達であり、監督検査事務を処理するための詳細な事項が定められている。

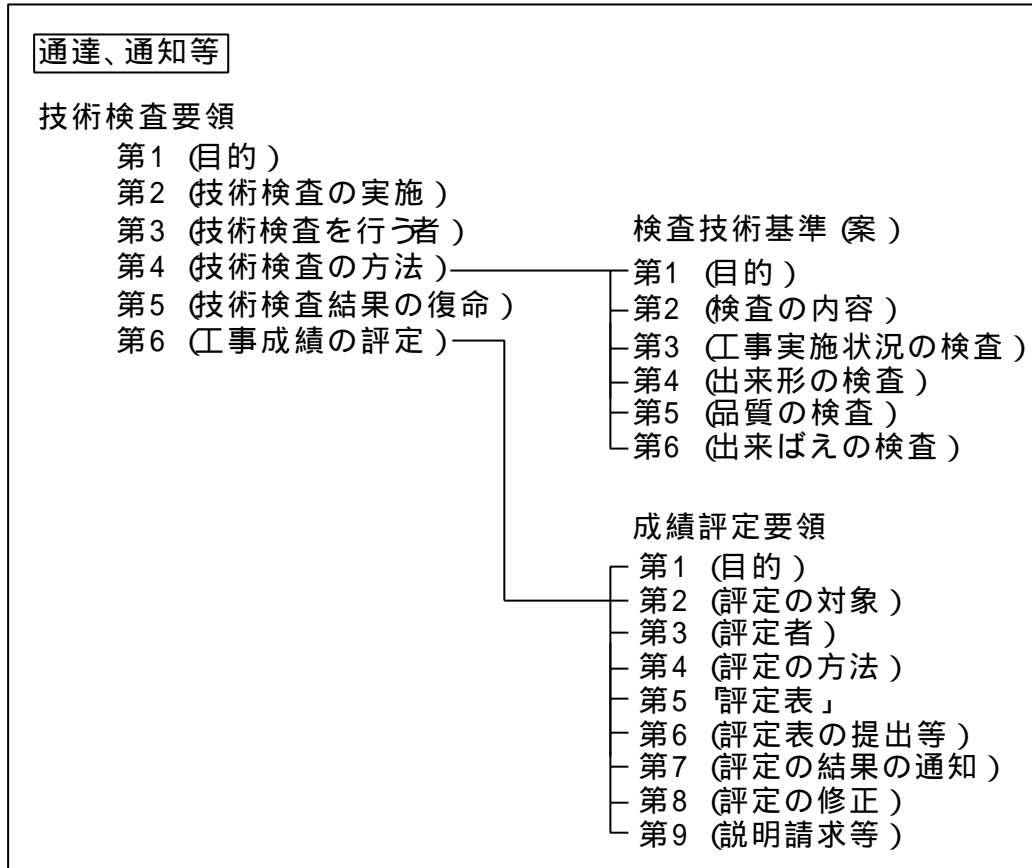
監督検査事務処理要領第 2（監督及び検査の実施の細目）

部局長（地方建設局長をいう。以下同じ。）は、規程第 36 条の 7 第 1 項の規程により法第 29 条の 11 第 1 項に規定する工事の契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）及び同条第 2 項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章及び第 3 章によるものとする。

第 3 章には（検査の種類）、（検査の体制）、（検査職員の任命基準）、（検査職員の任命）、（監督の職務と検査の職務の兼職）、（検査の技術的基準）、（検査調書）等が定められている。

2-2 技術検査

技術検査は地方建設局工事技術検査要領（以下「技術検査要領という。」）、地方建設局土木工事検査技術基準（案）（以下「検査技術基準（案）」という。）、地方建設局工事成績評定要領（以下「成績評定要領」という。）の規定に基づき実施されている。



(1) 技術検査要領

技術検査要領第1(目的)

この要領は、地方建設局の所掌する工事こつて行なう技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

技術検査要領第2(技術検査の実施)

技術検査は、請負工事において会計法（昭和22年法律35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

技術検査要領第3(技術検査を行う者)

技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。
 一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、工務検査課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のう

ちから、その都度、局長が命ずるもの。
二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方建設局の事務所の長若しくは地方建設局の出張所の長（以下「事務所長等」という。）又は事務所長等が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずるもの。

技術検査要領第 4（技術検査の方法）

第 3 の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。
2 技術検査官は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

技術検査要領第 5（技術検査の結果の復命）

技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式に技術検査復命書により、第 3 第 1 号に該当する者にあつては局長に、第 3 第 2 号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。

技術検査要領第 6（工事成績の評定）

技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合は、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

(2) 検査技術基準(案)

検査技術基準(案)は前記技術検査要領第4(技術検査の方法)に明記されている技術的基準として通運されているものである。

検査技術基準(案)第1(目的)

この技術基準は、地方建設局の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

検査技術基準(案)第2(検査の内容)

検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。

検査技術基準(案)第3(工事实施状況の検査)

工事实施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。)(以下「各種の記録を含む」という。))と、契約図書とを対比し、別表第一に掲げる事項に留意して行うものとする。

検査技術基準(案)第4(出来形の検査)

出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

検査技術基準(案)第5(品質の検査)

品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

検査技術基準(案)第6(出来ばえの検査)

出来ばえの検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

なお、検査技術基準(案)は監督検査事務処理要領の第18(検査の技術的基準)をうけた基準としても位置づけられており、会計法に基づく検査においてもこの基準に基づき検査が実施される。

別表第 1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発注品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進ちょく内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況

別表第 2 出来形寸法検査基準

工種		検査内容	検査密度
共 一 般 施 工	共通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250 枚につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は 2 箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
		基礎工	基準高、根入長、偏心量 1 基又は 1 目地間当たり 1 箇所以上
		石・ブロック積（張）工	基準高、法長、厚さ、延長 100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
		路盤工	基準高、幅、厚さ 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上） 厚さは、1km につき 1 箇所以上
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅及び横断勾配は、200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上） 厚さは、施工面積 10,000m ² につき 1 箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10,000m ² 以下の場合は 2 箇所以上）
		地盤改良工	基準高、幅、厚さ、延長 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	土工	基準高、幅、法長 200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）	

工種		検査内容	検査密度
河川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと 2 箇所以上
	水門		
海岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	突堤・人工岬		
	海域堤防	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	浚渫（海）		
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2 箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長、変位	スパン長は、各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンパー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。 その他は 5 経間未満は 2 箇所以上。 5 経間以上は 2 経間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンパー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分。 その他は 5 経間未満は 2 箇所以上。 5 経間以上は 2 経間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき 1 箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は両坑口を含めて 3 箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1)検査は実地において行うことを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査する事ができる。

(2)施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第 3 品質検査基準

工種		検査内容	検査方法
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か	
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スランプ、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書と対比して適切か	
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。
道路舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
	アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

(3) 成績評定要領

成績評定要領は、前記技術検査要領第 6 (工事成績の評定) をうけて、通達されているものである。

成績評定要領第 1 (目的)

この要領は、地方建設局の所掌する請負工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に賢することを目的とする。

成績評定要領第 2 (評定の対象)

評定は、原則として 1 件の請負金額が 500 万円を超える請負工事について行なうものとする。ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で地方建設局長 (以下「局長」という。) が必要のないと認めたものについて、評定を省略することができる。

成績評定要領第 3 (評定者)

工事成績の評定者 (以下「評定者」という。) は、地方建設局工事技術検査要領 (昭和 42 年 3 月 30 日建設省官技第 13 号) 第 3 に定める技術検査官並びに地方建設局請負工事監督検査事務処理要領 (昭和 42 年 3 月 30 日建設省厚第 21 号) 第 5 に定める総括監督員及び主任監督員とするものとする。

成績評定要領第 4 (評定の方法)

評定は、工事ごとに独立して行なうものとする。
2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して適確かつ公正に行なうものとする。ただし、一の工事の評定者となる技術検査官が 2 人以上ある場合においては、それらの者が協議の上評定を行なうものとする。

成績評定要領第 5

評定は、別記様式第 1 の工事成績評定表 (以下「評定表」という。) によって行なうものとする。

成績評定要領第 6 (評定表の提出等)

技術検査官である評定者は技術検査実施のつど、総括監督員又は主任監督員である評定者は工事完成のとき、それぞれ評定を行なうものとする。
2 評定者は、評定を行なったときは、遅滞なく、評定表を支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した工事については局長に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官 (以下「分任官」という。) の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長 (以下「事務所長」という。) 又は当該工事を担当する営繕管理官 (以下「営繕管理官」という。) に提出するものとする。
3 事務所長又は営繕管理官は、分任官の契約した工事について、四半期ごとに工事成績一覧表を作成して局長に報告するものとする。

成績評定要領第 7 (評定結果の通知)

局長又は事務所長若しくは営繕管理官は、評定者から評定表の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を別記様式第 2 により通知するものとする。

成績評定要領第 8 (評定の修正)

局長又は事務所長若しくは営繕管理官は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は、評定を修正し、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

成績評定要領第 9 (説明請求等)

第 7 又は第 8 による通知を受けた者は、通知を受けた日から 14 日以内に、書面により、通知をした者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 局長又は事務所長若しくは営繕管理官は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

3 前 2 項の事項については、第 7 又は第 8 の通知において明らかにするものとする。

3 会計法と地方自治法

会計法

第29条の11（契約の履行の確保）

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

前2項の場合において、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に、当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる契約については、政令の定めるところにより、第1項の監督又は前項の検査の一部を省略することができる。

以下省略

予算決算及び会計令

第101条の5（検査の一部省略）

会計法第29条の11第3項に規定する特約により給付の内容が担保されると認められる契約のうち大蔵大臣の定める物件の買入れに係わるものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

* 監督の一部省略に関する規定は無い

地方自治法

第234条の2（契約の履行の確保）

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするために必要な監督又は検査をしなければならない。

（第2項 省略）

地方自治法施行令

第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)

地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないとして認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

4 瑕疵担保に関する関連法等

表 4 - 1 瑕疵担保責任に係わる関連法等

民法	住宅の品質確保の促進等に関する法律	工事請負契約約款
<p>第 637 条 (担保責任の存続期間(1))前 3 条に定めたる瑕疵修補又は損害賠償の請求及び契約の解除は仕事の目的物を引渡したる時より <u>1 年以内に之を為す</u>ことを要す。</p> <p>仕事の目的物の引渡を要せざる場合に於ては前項の期間は仕事終了の時より之を起算す。</p> <p>第 638 条 (担保責任の存続期間(2) - 土地工作物の特例)土地の工作物の請負人は其<u>工作物又は地盤の瑕疵に付ては引渡の後 5 年間其担保の責に任ず。但此期間は石造、土造、煉瓦造又は金属造の工作物に付ては之を 10 年とす。</u></p> <p>工作物が前項の瑕疵に因りて滅失又は毀損したるときは注文者は其滅失又は毀損の時より <u>1 年以内に第 634 条の権利を行使する</u>ことを要す。</p> <p>第 639 条 (担保責任の存続期間(3) - 特約による伸長)第 637 条及び前条第 1 項の期間は普通の時効期間内に限り契約を以て之を伸長することを得。</p> <p>第 162 条 (所有権の取得時効)20 年間所有の意思を以て平穩且公然に他人の物を占有したる者は其所有権を取得す。</p> <p>10 年間所有の意思を以て平穩且公然に他人の不動産を占有したる者が其占有の始善意にして且過失なかりしときは其不動産の所有権を取得す。</p>	<p>(住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任の特例)</p> <p>第 87 条 住宅を新築する建設工事の請負契約(以下「住宅新築請負契約」という。)においては、請負人は、<u>注文者に引き渡した時から 10 年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの</u>(次条において「住宅の構造耐力上主要な部分等」という。)の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。次条において同じ。)について、民法第 634 条第 1 項及び第 2 項前段に規定する担保の責任を負う。</p> <p>2 前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする。</p> <p>3 第一項の場合における民法第 638 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律第 87 条第 1 項」とする。</p> <p>(瑕疵担保責任の期間の伸長等の特例)</p> <p>第 90 条 住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、請負人が第 87 条第 1 項に規定する瑕疵その他の住宅の瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間又は売主が第 88 条第 1 項に規定する瑕疵その他の住宅の隠れた瑕疵について同項に規定する担保の責任を負うべき期間は、注文者又は買主に引き渡した時から <u>20 年以内</u>とすることができる。</p>	<p>(かし担保)</p> <p>第 44 条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。</p> <p>2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第 31 条第 4 項又は第 5 項(第 38 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による<u>引渡しを受けた日から 年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。</u></p> <p>[注]本文の の部分には、原則として、<u>木造の建物等の建設工事の場合には 1 を、コンクリート造等の建物等又は土木工作物等の建設工事及び設備工事等の場合には 2 を記入する。</u></p>

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令

第六条（法第八十七条第一項の政令で定める部分）

法第八十七条第一項の住宅のうち構造耐力上主要な部分として政令で定めるものは、住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。

2 法第八十七条第一項の住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
- 二 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

請負契約における「瑕疵」とは以下のような定義であり、従って、品質保証がなされていれば、その内容が保たれていない事が「瑕疵」となる。

そして、瑕疵があった場合には債務の不完全履行として債務者（請負者）は賠償責任を負うことになる。

瑕疵とは目的物が通常有すると期待される性質または契約の当事者が特にその存在することを保証した性質を欠くために目的物の価値が減少すること

民法

〔売主の瑕疵担保責任〕

第五百七十条 売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキハ第五百六十六条ノ規定ヲ準用ス但強制競売ノ場合ハ此限ニ在ラス

〔売買の目的物の他の権利による制限と売主の担保責任〕

第五百六十六条 売買ノ目的物カ地上権、永小作権、地役権、留置権又ハ質権ノ目的タル場合ニ於テ買主カ之ヲ知ラサリシトキハ之カ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能ハサル場合ニ限り買主ハ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得其他ノ場合ニ於テハ損害賠償ノ請求ノミヲ為スコトヲ得

前項ノ規定ハ売買ノ目的タル不動産ノ為メニ存セリト称セシ地役権カ存セサリシトキ及ヒ其不動産ニ付キ登記シタル賃貸借アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ場合ニ於テ契約ノ解除又ハ損害賠償ノ請求ハ買主カ事実ヲ知リタル時ヨリ一年内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第九節 請負

〔請負の意義〕

第六百三十二条 請負ハ当事者ノ一方カ或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ相手方カ其仕事ノ結果ニ対シテ之ニ報酬ヲ与フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス

〔報酬支払の時期〕

第六百三十三条 報酬ハ仕事ノ目的物ノ引渡ト同時ニ之ヲ与フルコトヲ要ス但物ノ引渡ヲ要セサルトキハ第六百二十四条第一項ノ規定ヲ準用ス

〔請負人の担保責任の一 瑕疵修補及び損害賠償〕

第六百三十四条 仕事ノ目的物ニ瑕疵アルトキハ注文者ハ請負人ニ対シ相当ノ期限ヲ定メテ其瑕疵ノ修補ヲ請求スルコトヲ得但瑕疵カ重要ナラサル場合ニ於テ其修補カ過分ノ費用ヲ要スルトキハ此限ニ在ラス注文者ハ瑕疵ノ修補ニ代ヘ又ハ其修補ト共ニ損害賠償ノ請求ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ第五百三十三条ノ規定ヲ準用ス

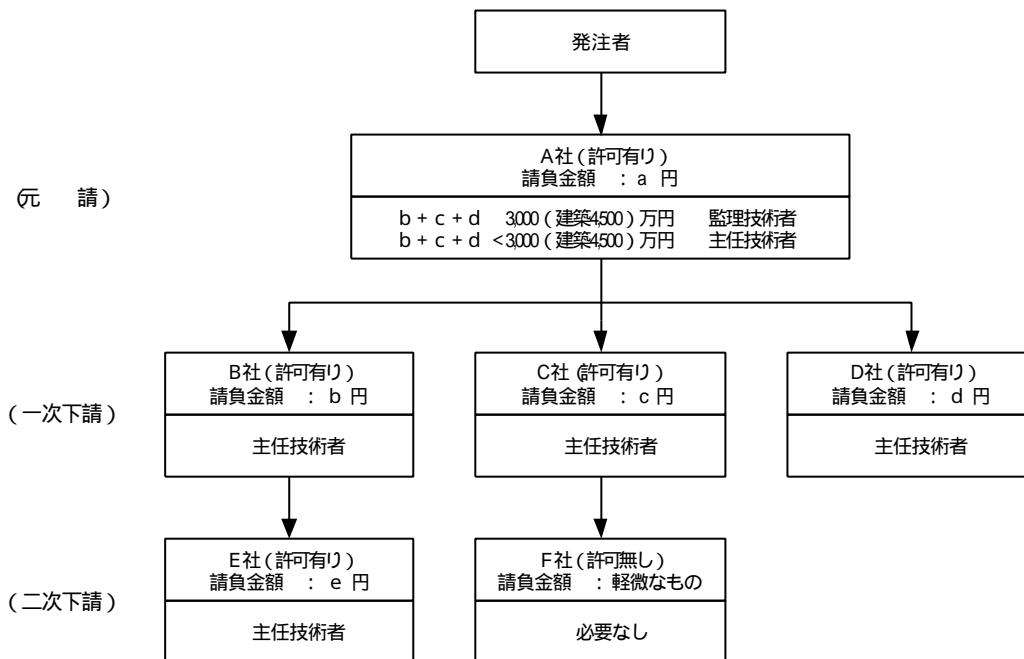
5 建設業法

(1) 主任技術者・監理技術者の設置

建設業の許可を受けている建設業者は、請け負った工事を施工する場合には、請負金額の大小にかかわらず、工事施工上の技術上の管理をつかさどる者として、必ず現場に「主任技術者」を置かなければならない。

発注者から直接工事を請け負い、そのうち 3,000 万円（建築工事の場合 4,500 万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かなければならない。

技術者の設置事例



建設業法第 26 条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第 15 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

以下少略

(2) 主任技術者・監理技術者の資格要件

主任技術者の資格要件は、一般建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一である。監理技術者の資格要件は、特定建設業の営業所の専任の技術者の資格要件と同一であり、指定建設業においては、許可基準と同様に国家資格者又は建設大臣認定者に限定される。

建設業法第7条（許可の基準）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し 10年以上実務の経験を有する者
ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

以下省略

建設業法第15条（許可の基準）

二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、施工技術（設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。）の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業（以下「指定建設業」という。）の許可を受けようとする者については、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有する者と認定して者でなければならない。
イ 第27条第1項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
ロ 第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し 2年以上の指導監督的な実務の経験を有する者
ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

以下省略